

令和7年度
津市中小企業振興事業補助金
(新商品等開発支援事業)
公 募 要 領

【募集受付期間】

令和7年4月18日(金)～6月13日(金) 17時15分必着

【受付・問い合わせ先】

津市ビジネスサポートセンター 経営支援課

〒514-0131

三重県津市あのかつ台四丁目6番地1

TEL (059) 236-3355

E-mail 229-3360@city.tsu.lg.jp

【申請書ダウンロード】

津市ホームページ

URL : <https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1551745672633/index.html>



令和7年4月



令和7年度 津市中小企業振興事業補助金（新商品等開発支援事業）

1 目的

この補助金は、新商品等の開発・改良等を支援することにより、市内の中小企業者の経営基盤の強化及び地域経済の活性化を図ることを目的とします。

2 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとします。

- (1) 新商品等開発支援事業（新たな商品等を開発する事業）
- (2) 既存商品等改良支援事業（既存の商品等を改良する事業）

ただし、以下の事項に該当する場合には、対象となりません。

ア 事業の大半を他の事業者に委託する補助事業

- ① 事業の主たる課題の解決そのものを他社へ外注又は委託する事業
- ② 試作品等の製造・開発の主たる部分を他社に委託し、企画を行うだけの事業

イ 他の事業者の委託を受けて行う補助事業

ウ 年度内に十分な成果が見込めない、または成果物の作成が困難な補助事業

エ 事業内容が関係する法令または公序良俗に反するもの

オ 同一の事業に対し、他の公的機関等から過去に補助金の交付を受けている、または将来交付を受けることが確定している事業（他の公的機関等へ内容を確認する場合があります。）

なお、この補助金への提案は、一事業者につき一提案とします。

3 補助対象事業者

補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、次の(1)及び(2)の要件を満たすものとします。

- (1) 本市の区域内に主たる事務所または事業所を有し、かつ1年以上事業を営む中小企業者であること。（応募締切日に開業後1年を経過していること。）

中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する事業者をいう（下図参照）。ただし、みなし大企業は対象外とします。

- (2) 市税を完納している事業者であること。

（参考）中小企業庁ホームページより引用

<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

業 種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は出資 の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
① 製造業、建設業、運 輸業その他の業種 (②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

ただし、以下のいずれかに該当する事業者は対象となりません。

【対象とならない事業者】

- ◇ 以下のいずれかに該当する中小企業者（以下「みなし大企業」という。）は補助事業者から除きます。
 - ・発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外の者をいう。以下同じ。）が所有している中小企業者
 - ・発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業者が所有している中小企業者
 - ・大企業者の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- ◇ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」及び当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- ◇ 宗教上の組織若しくは団体、政治団体、暴力団、暴力団員及び関係事業者

4 交付対象経費

(1) 試作品等に係る原材料費

補助事業遂行に必要な原材料等の購入に要する経費。

※原材料等の購入は必要最小限度にとどめ、補助事業期間中に使い切ることを原則とします。補助事業終了時点での未使用残存品に相当する経費は補助対象となりません。

※原材料については試作品や見本品の作成に限るものとし、本補助事業で購入した原材料を販売することはできません。

(2) 機械工具費

事業遂行に必要な機械・工具の購入・改良に要する経費（汎用性があり、目的外使用になり得るものや中古品を除く。）

購入した機械・工具の運送や設置に要する経費（設置場所の基礎・整備工事は除く。）

(3) 産業財産等取得費

事業に係る特許権、実用新案権、意匠権、商標件等の取得に要する経費

(4) 委託費（外注費を含む）

事業遂行に必要な業務を委託（外注）する場合に要する経費（自ら行うことが困難な業務に限ります。）

※交付対象経費以外の事業全体の費用についても提案書に明記すること。費用の構成状況により、本要領2の規定にある「事業の大半を他の事業者に委託する補助事業」に該当すると判断される場合は受付できません。

※交付対象経費に消費税及び地方消費税は含みません。

※初期費用のみを対象とし、リース料、保守管理等の維持管理に係る経費は対象になりません。

5 補助額及び補助率

補助率：補助対象経費の1／2以内（千円未満の端数は切り捨て）

補助額：製造業：100万円以内

その他の業種：50万円以内

※製造業とは日本標準産業分類大分類E製造業に該当する業種とします。

募集件数は4件程度の予定ですが、提案金額と採択の状況によりこの限りではありません。また、採択された場合であっても、提案内容や予算等の都合により減額する場合があります。

6 募集期間

令和7年4月18日（金）～令和7年6月13日（金）

午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝を除く）

※郵送等の場合は最終日の午後5時15分到着分まで受け付けます。

7 申請の手続き等

津市中小企業振興事業補助金（新商品等開発支援事業）提案書のほか、次の(1)から(6)に掲げる書類を添えて、募集期間内に提出してください。

(1) 過去2期の決算書の写し（事業を営んでから2年未満の中小企業者については、申請時点で添付できる決算書及び開業届の写し）

(2) 法人の場合：定款の写し又は登記事項証明書

個人事業主の場合：本人確認書類（マイナンバーカード等）の写し

- (3) 市税の完納証明書
- (4) 事業所の概要（会社案内パンフレット等、会社概要・沿革・製品等がわかるもの）
- (5) 事業実施に要する経費の見積書、カタログ・パンフレット（写し可）
- (6) その他市長が必要と認めた書類

8 審査及び審査基準

応募を受け付けた提案事業については、下記の審査基準に基づいて審査し、採択事業を決定します。

評価区分	審査項目
新規性・地域への波及効果評価	<ul style="list-style-type: none"> ① 従来品にない機能、性能、用途などが盛り込まれているか。 ② 地域への波及効果が見込める取り組みであるか。
経理評価	<ul style="list-style-type: none"> ① 企業内容が堅実かどうか。 ② 資金を十分に負担できるかどうか。 ③ 外部資源等に大半を頼っていないか。
事業評価	<ul style="list-style-type: none"> ① 新商品等の開発、既存商品等の改良の目的が明確か。 ② 自らの製品や産業の現状・課題・競合地域・他社の現状が分析された上で事業を実施しているか。 (将来性、市場ニーズは適切に把握されているか) ③ 今までに新商品等の開発、既存商品等の改良などの取り組みがされているか。今後、継続した取り組みがされるか ④ 提案事業が雇用の促進に寄与するものであるか。 ⑤ 事業の大半を他の事業者へ委託していないか。 <ul style="list-style-type: none"> 1. 事業の主たる課題の解決そのものを他社へ外注又は委託する事業 2. 試作品等の製造・開発の主たる部分を他社に委託し、企画を行うだけの事業
実施体制評価	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業を実施するにあたり、十分な経営資源（技術力、経験、ノウハウ、人材等）を有しているか。

9 審査後の流れ

審査結果については書面にて提案事業者へ通知します。採択通知を受領した補助事業者は速やかに交付申請手続きを進めてください。

交付申請以降に必要な書類（様式）は、令和7年度津市中小企業振興事業補助金実施要領（新商品等開発支援事業）内に別紙1～別紙5がありますので、実施要領を熟読の上、書類の準備をしてください。

10 その他

- (1) 令和6年度津市中小企業振興事業補助金（新商品等開発支援事業）に採択された事業者は、この補助金へは応募できません。
- (2) 令和7年度津市中小企業振興事業補助金（生産性向上設備支援事業【通常枠】【カーボンニュートラル枠】【DX（デジタルトランスフォーメーション）枠】）に応募した事業者は、この補助金へは応募できません。
- (3) 採択された補助事業については、事業者名及び補助事業名等を本市ホームページ等にて公表する場合があります。
- (4) 交付決定前に着手した事業については、対象となりません。また、変更決定前に着手した変更内容についても、対象となりません。

※「着手」とは原材料や設備等を発注する行為が含まれます。見積の取得は着手に含まれません。

- (5) 事業として一般的に成果が出せる場合であっても、中小企業振興補助金が定める規定等の枠内で事業を実施する場合に、事業成果を出す事が難しいという場合も起こりえます。中小企業振興事業補助金の要領等を熟読し、規定されたルールに基づいて事業が実施できるかを検討の上、応募してください。
- (6) 提案をしようとする事業は、自社の業務状況や人員体制等の観点から、余裕をもって年度内に完了させることができるものかどうか、十分に確認の上、応募するようにしてください。
- (7) この補助金の補助事業者は、翌年度以降の5年間（令和8年度から5年間）に渡り、補助事業の状況を「事業状況報告書」の提出等により報告していただきます。

応募、申請に必要な書類や、詳しい内容について説明させていただきますので、申請を希望される場合は事前に下記までお問合わせください。

また、この公募要領と併せて、「令和7年度津市中小企業振興事業補助金**実施要領**」もご確認ください。提出書類の様式等（別紙1～別紙5）が実施要領内にありますので、一連の手続きにご使用ください。

【事前相談】事前相談用フォーム



URL : <https://logoform.jp/form/5jA5/994044>

津市ビジネスサポートセンター 経営支援課

〒514-0131

三重県津市あのかつ台四丁目6番地1

TEL (059) 236-3355

E-mail 229-3360@city.tsu.lg.jp

津市中小企業振興事業補助金（新商品等開発支援事業）フロー図

一連の手続きに係る書式は「令和7年度津市中小企業振興事業補助金実施要領」内に「別紙1～別紙5」があります。採択後の手続きについても実施要領を熟読の上、進めてください。

